



教えてJAさん！ Q&A

Q 毎年、子どもに110万円以下の贈与をしています。来年からは暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらを利用したらよいでしょうか？

(松坂市 61歳・男性)

A どちらの制度にもそれぞれメリットがあるため、今後のご自身の状況に合わせて検討しましょう。

2つの制度、 どちらを選ぶ？

財産を贈与する人(贈与者)が60歳以上、財産を贈与される人(受贈者)が18歳以上であれば、暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらも利用できます。そして、年間の贈与額が110万円以下であれば、どちらの制度を利用していても申告・納税の必要はありませんが、贈与者が死亡し、相続が開始された時の取扱いは次のように異なります。

● 暦年贈与

相続開始前3年以内に贈与

を受けた財産の全額および3年超7年以内に受けた財産の合計額のうち100万円を超える部分が相続税の課税対象(課税価格算入額)となります。相続開始前7年を超える贈与額は相続税の対象となりません。

● 相続時精算課税制度

過去に贈与を受けた財産のうち基礎控除額(年110万円)までの部分は課税対象となりませんが、これを超える金額は特別控除額(累計2500万円)も含めて全額課税価格算入額となります。これは、相続により財産を取得し

た・しないに関わらず相続税の課税対象となります。

相続時精算課税制度が 有利なケース

贈与額が年間110万円以下であれば、贈与者が死亡した際に次のような扱いを受けするため、相続時精算課税制度にメリットが生じます。

相続時精算課税制度の場合、過去に贈与を受けた財産のうち基礎控除額(年110万円)以下の部分は相続税の課税価格に算入されないため、贈与額が年110万円以下であれば、過去何年分であっても相続税の課税対象となりません。

暦年贈与の場合、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の全額および3年超7年以内に受けた財産の合計額のうち100万円を超える部分が相続税の課税価格に算入されるため、これらの金額(基礎控除額は差し引きできない)は、相続税の課税対象となります。

ただし、贈与金額や贈与年数等による具体的な有利不利の判断は、専門家に相談することをおすすめします。

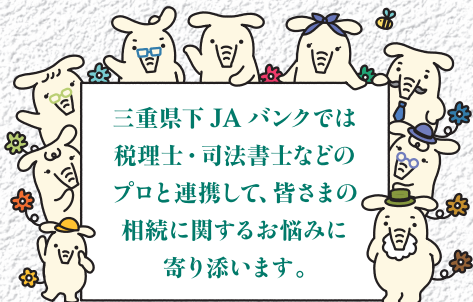
相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 ※



※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JAみえきた/JA鈴鹿/JA津安芸/JAみえなか/JA多気郡/JA伊勢/JAいがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。